

# 新保育士養成課程の趣旨と 上田女子短期大学幼児教育学科カリキュラムについて ～設置科目及び保育実習を中心として～

菱田 隆昭

はじめに

近年の児童を取り巻く家庭や地域の環境は、少子高齢化や核家族の進行、女性の社会進出の本格化、就業形態の多様化、地域の子育て機能の低下などにみられるように、著しく変化している。このような環境の変化は、児童福祉サービスに係る需要の増大や多様化・高度化をもたらし、従来にもまして児童福祉の現場や利用者からは、高い専門性と多様なサービスに対応することのできる資質をもった保育士の養成が求められるようになってきたのである<sup>(1)</sup>。

また、平成 3 年 4 月に改訂された保育士養成課程は、実施から 10 年余りが経過し、その後の児童福祉施策の進展や児童福祉法の改正などを踏まえた見直しが必要となってきた<sup>(2)</sup>。平成 12 年 9 月、厚生労働省に保育士養成課程等検討委員会が組織され、今日の社会状況に対応した保育士養成の在り方が検討された<sup>(3)</sup>。その検討報告にもとづき、平成 14 年 4 月より児童福祉法施行規則第 39 条の 2 第 1 項第 3 号[指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法]が施行されることになり、新たに定められた「指定保育士養成施設指定基準」の「教育課程」(以下、新保育士養成課程とする)によって、保育士養成が開始されたのである<sup>(4)</sup>。

そのため各指定保育士養成施設(以下、養成校とする。)では、平成 14 年度入学生から新保育士養成課程にもとづくカリキュラムを設定し、保育士の養成教育が始まったのである。本学でも、平成 14 年度入学生用のカリキュラムから、1 年次後期に保育実習の一部を実施するなどの改訂をおこない、今春はじめて新保育士養成課程で学んだ保育士を送り出すに至った。この保育士に対する社会的評価はこれからとなろうが、本学は保育士養成校として、新保育士養成課程の趣旨と本学カリキュラムの整合性及び有効性を、学生の学習状況の実際をふまえて検証し、さらに適切な養成教育を目指していく必要がある。本稿では、保育実習を中心として、新保育士養成課程における本学カリキュラムの検討を試みるものとする。

## 1. 保育士養成課程の変遷

戦後における保育士養成課程は、時期によって 4 つに大別できる<sup>(5)</sup>。社会状況や保育・福祉ニーズの変化に伴って、その見直しがおこなわれたのはいうまでもないが、保育士の名称が平成 11 年から保母に替わり使用されたので、それ以前は保母養成として、各時期の養成課程を概観する。

昭和 23 年から同 46 年までの時期は、養成課程において福祉系教科目の比重が高い時代であった。「保母養成所の学科目及び配当時間数」(昭和 23 年 4 月 8 日第 105 号児童局長通知)、「保母養成所の学科目及び配当単位」(昭和 27 年 3 月 1 日厚生省告示第 33 号)では、ケースワークやグループワーク、ケースワーク実習、コミュニティーオーガニゼーションなどの援助技術系の教科目が設置されており、ケースワークが保母の専門性に含ま

れ、保母は幼児教育者というよりも生活援助者としての側面が強かったことを背景にしている<sup>(6)</sup>。また、「保母養成における教育課程」(昭和 37 年 10 月 1 日厚生省告示第 328 号)では、保育実習が 10 単位の必修として設置されていた。

昭和 47 年から平成 3 年までの時期は、教育的方法の強化が求められた時代であった。「保母養成における教育課程」(昭和 45 年 9 月 30 日厚生省告示第 352 号)では、福祉系科目の単位数が減り、保育・教育系科目の必須化、単位数が増え、保育所保母と幼稚園教諭との養成カリキュラムの接近が図られていったのである。この時期の保育所保母の専門性が、実際にはケアワークを基礎としながらも、モデルを幼稚園における幼児教育的視点に求めたことを背景にしている<sup>(7)</sup>。

平成 4 年から同 13 年までの時期は、養護重視と援助者としての保母養成の時代であった。「保母養成における教育課程」(平成 3 年 5 月 30 日厚生省告示第 121 号)では、従来の福祉・保育教育・心理・保健・家政・保育内容・基礎技能からなる専門科目を、「保育の本質・目的の理解に関する科目」・「保育の対象の理解に関する科目」・「保育の内容・方法の理解に関する科目」・「基礎技能」・「保育実習」の系列に改めた。指導ではなく援助する保母が強調され、子どもへの養護を通し、親子関係の不安定さや希薄さを予防・調整し、家庭養育を補完することに保母の専門性があるとしたことを背景にしている<sup>(8)</sup>。

平成 14 年からの新保育士養成課程は、保育所保育が子どもの生活を個別的に理解し、援助していくといった立場を重視していることと、家庭や地域社会の変動に関わる子どもの総合的な生活福祉を支援していくことを背景に、生活援助者としての立場を明確にした保育士の養成を特色としているのである<sup>(9)</sup>。

## 2. 今改定の趣旨と主な変更点

新保育士養成課程は、前述の保育士養成課程等検討委員会において、以下のような方向性にしたがって、策定がすすめられた<sup>(10)</sup>。

①必修科目の設定にあたっては、育児相談等家族支援を担いえる資質の涵養、学生の自主的学習能力の強化、保育所における乳児保育の一般化や障害児保育の浸透、保育所以外の児童福祉施設における保育士としての専門性の確保など時代のニーズに沿った科目の強化を図ることが必要である。

②多様な資質をもった保育士の要請に向けて、各保育士養成校がそれぞれに創意工夫ができるよう教科目の大綱化を図ることが必要である。

③実践力や応用力をもった保育士を養成するため、施設現場における実習の強化を図ることが必要である。

④保育士養成校の卒業生の多くが、保育士資格と同時に幼稚園教諭免許を取得している現状を踏まえ、この同時取得をより容易にする観点から、幼稚園教諭養成課程との整合性を確保することが必要である。

⑤総履修単位数については、学生にとって過度の負担にならないよう現行どおり 68 単位とすることが妥当である。

⑥保育士養成における専門性の確保及び養成校間格差が生じないようにとの観点から、教授担当者の教授上の参考として、各教科目の教授内容の標準的事項を示すことが必要であり、「教科目の教授内容」をとりまとめた<sup>(11)</sup>。

そして、平成13年2月にまとめられたものが、表1に示した新保育士養成課程である。具体的に、新保育士養成課程の要点をあげると以下の通りである。

①児童福祉法や保育所保育指針の改訂に関わるものとしては、「家族援助論」の新設や、「小児栄養」「乳児保育」「障害児保育」「養護内容」を演習科目として強化し、併せて「障害児保育」及び「養護内容」を必修科目とした。

②文部科学省の高等教育改革の動向を踏まえたものとしては、基礎科目から教養科目への名称変更、保育内容科目の大綱化、「総合演習」の新設である。

③社会福祉に関する科目は、「社会福祉援助技術」のように、他の社会福祉資格科目と同様の名称とした。

今日の保育所に要請されてきている課題には、科目新設や単位数増で対処している一方、演習科目増により、全体の大枠を崩さないようにしている。また、必修科目を増やし、基本的な知識の確立をはかるとともに、選択必修科目を各養成校の独自性を尊重し、大綱化を図った。シラバスによって授業内容の整備を図るかわりに、科目名称に養成校の独自性をもたせることにもなった<sup>(12)</sup>。

### 3. 新保育士養成課程における保育実習の位置づけ

保育実習は、「習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする<sup>(13)</sup>」教育活動であり、教科目とされている。

新保育士養成課程における保育実習は、表1を参照していただきたい。必修科目が6系列に分かれ、その1つに保育実習の系列があり、教科目として「保育実習」(実習 5単位)が設置され、必ず履修させなければならないことになっている。また、選択必修科目は、19単位以上を設けるとともに10単位以上履修させなければならない。そのなかに設置及び履修とも保育実習の系列から2単位以上を含むことになった。保育実習の系列には、教科目として「保育実習Ⅱ」(実習 2単位)、「保育実習Ⅲ」(実習 2単位)がおかれている。

保育実習の履修にあたっては、新保育士養成課程にもとづく「保育実習実施基準」に詳しく示されている(表2)<sup>(14)</sup>。「保育実習(必修科目)」5単位の内訳は、「実習に関する事前及び事後指導」1単位、「保育所における実習」2単位、「(A)に掲げる保育所以外の施設における実習」2単位である。実習日数のおおむね20日は、2単位をおおむね10日とするため、各々10日ずつ振り分けている。

選択必修科目の「保育実習Ⅱ」は、保育所におけるおおむね10日の実習であり、「保育実習Ⅲ」は、表2の(C)に掲げる児童福祉施設におけるおおむね10日の実習である。法的には2単位以上を履修することになっているので、「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」とともに履修することも可能であろうが、実際にはいずれか1科目2単位を選択し、必ず履修することになる。これは、「保育実習(必修科目)」を児童福祉施設における実習の基盤として、さらに施設の機能的特色をより深く学ぶことを意図している<sup>(15)</sup>。

その背景には、保育士の専門性にも大きく関わっている。保育士は、児童福祉施設全般に対応する基礎的な専門性をもつ資格として位置づけられているが、今後の課題として、実習の充実と専門性の拡充が求められていた<sup>(16)</sup>。保育士としての独自性、主たる専門性という場合は、保育所保育士と施設保育士を区別して把握すること必要との考えがある。

表 1 新保育士養成課程

	系 列	教 科 目	単 位 数		留 意 事 項
			設 置	履 修	
教 養 科 目		外国語（演習）	2 以上		名称変更（←基礎科目）
		体育（講義）	1	1	
体育（実技）	1	1			
その他	6 以上				
	小 計		10 以上	8 以上	設置単位数減少（←12） 履修単位数減少（←10）
必 修 科 目	保育の本 質・目的の 理解に関 する科目	社会福祉（講義）	2	2	名称変更（←社会福祉Ⅰ）
		社会福祉援助技術 （演習）	2	2	
		児童福祉（講義）	2	2	
		保育原理（講義）	4	4	
		養護原理（講義）	2	2	
		教育原理（講義）	2	2	
	保育の対 象の理解 に関する 科目	発達心理学（講義）	2	2	授業形態変更（←講義・実習） 単位数減少（←3）
		教育心理学（講義）	2	2	
		小児保健（講義・実習）	5	5	
		小児栄養（演習）	2	2	
	精神保健（講義）	2	2	新設	
家族援助論（講義）	2	2			
保育の内 容・方法の 理解に関 する科目	保育内容（演習）	6	6	授業形態変更（←講義） 履修形態変更（←選択必修） 授業形態変更（←講義） 単位数減少（←2） 履修形態変更（←選択必修） 単位数減少（←2）	
	乳児保育（演習）	2	2		
	障害児保育（演習）	1	1		
	養護内容（演習）	1	1		
基礎技能	基礎技能（演習）	4	4	単位数減少（←6）	
保育実習	保育実習（実習）	5	5		
総合演習	総合演習（演習）	2	2	新設	
	小 計		50	50	単位数増加（←47）

選 択 必 修 科 目	保育の本質・目的の理解に関する科目		17以上		8以上	大綱化(←科目名)
	保育の対象の理解に関する科目					
	保育の内容・方法の理解に関する科目					
	基礎技能					
	保育実習	保育実習Ⅱ(実習) 保育実習Ⅲ(実習)	2 2	2 以上	2以上	履修形態変更(必修化)
小 計		19以上		10以上	設置単位数減少(←20) 履修単位数減少(←11)	
合 計		79以上		68以上		

保育士養成協議会編『保育士養成課程の改正に伴う学則変更手続き等について』厚生労働省、平成13年、6頁。

表2 保育実習実施基準

実 習 種 別	履 修 方 法		実 習 施 設
	単位数	施設におけるお おむねの実習日 数	
保育実習(必修科目)	5	20日	(A)
保育実習Ⅱ(選択必修科目)	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ(選択必修科目)	2	10日	(C)

備考1 実習種別の種類は、次によるものであること。

(A) …保育所及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害者更正施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(B) …保育所

(C) …児童厚生施設又は知的障害児通園施設その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所は除く。)

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日)別紙「保育実習実施基準」による。

前者は養護と教育が一体となって働く営みである保育を担うところにあり、後者は養護を担うところにある。保育士養成課程において、それぞれに対応する専門科目を選択履修するようなカリキュラムが求められていたのである<sup>(17)</sup>。

#### 4. 新保育士養成課程と本学設置科目の特徴

新保育士養成課程の基準に対応する本学の設置科目を、必修科目についてまとめたものが表3であり、選択必修についてまとめたものが表4である。

まず、必修科目であるが、基準は6系列にわたる50単位の科目の設置が示されている。これらの科目は、必修であるから当然ながら50単位すべてを履修することになる。本学では、ほぼすべての科目名称を、基準と同じものにしてある。保育士資格の基礎をなす科目であるため、学生が科目の目標及び内容をできるだけ正確に理解することをねらいとしたためである。

「小児保健」について、基準では、講義・演習形式の5単位科目としているが、本学では「小児保健」(講義)を通年、「小児保健実習」(演習)を半期履修し、あわせて5単位として認定している。また、「保育内容」及び「基礎技能」科目は、大綱化が図られるとともに「基礎技能」で6単位から4単位へと単位数減がみられた。「保育内容」6単位は、5領域を視野に入れた科目と、それらの科目を統合する総論的な科目から構成することが望ましいため<sup>(18)</sup>、本学では「保育内容総論」「健康の指導法」「人間関係の指導法」「環境の指導法」「言葉の指導法」「造形表現指導法」各1単位の6科目をあてた。「基礎技能」4単位は、音楽、造形、身体運動について、保育実践に必要な技能の向上をめざすため、「器楽Ⅰ(前期)」「声楽Ⅰ(前期)」「図画工作」「幼児の体育」各1単位の4科目をあてた。

つぎに、選択必修であるが、基準は5系列のうち保育実習から2単位以上をふくんだ19単位以上を設置し、保育実習から2単位以上をふくんで10単位以上を履修することになっている。つまり、17単位の科目については、基準の科目を示さず、養成校の独自性を尊重することになった。

本学幼児教育学科は、得意分野をもった保育者や進路先に応じた能力をもちあわせた保育者の養成を目的としながらも、併せて乳幼児の保育に関する基礎的教養の習得を通して、豊かな人間性の育成をめざしている。その一環として、幼児保育・社会福祉・スポーツレクリエーション・音楽の4コースを設けている。各々のコースには、卒業必修科目とは別にコース必修科目が設置されており、このコース必修科目を大綱化された新保育士養成課程の選択必修科目にあてることで、特色ある保育士養成を企図した(表4の備考欄を参照)。

本学では、ほとんどの学生が保育士資格と幼稚園教諭免許状を同時取得することから、その整合性をはかり、幼免必修科目である「保育者論」「幼児理解と教育相談」「音楽表現指導法」「身体表現指導法」「表現活動の研究」「器楽Ⅰ(後期)」「声楽Ⅰ(後期)」「音楽理論Ⅰ」を選択必修科目にあてた。また、レクリエーション・インストラクター取得に必要な「レクリエーション実技」、訪問介護員2級取得に必要な「障害者福祉」「レクリエーション実技」を選択必修科目にあてることで、多資格取得希望者の負担軽減をはかっている。

また、「表現活動の研究」(演習 1単位)と「保育教材と指導計画の研究」(講義 2単位)は、「保育実習」の保育所実習が1年次10月に実施することに伴い、1年後期履修科目として新設したものである。前者は、領域「表現」の本来の意味を理解したうえで、

表3 新保育士養成課程と本学設置教科目（必修科目）

新保育士養成課程				本学幼児教育学科 カリキュラム (平成14年度入学生用)	
系 列	教 科 目	形 態	単 位 数	設 置 教 科 目	単 位 数
保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2	社会福祉	2
	社会福祉 援助技術	演習	2	社会福祉 援助技術	2
	児童福祉	講義	2	児童福祉	2
	保育原理	講義	4	保育原理	4
	養護原理	講義	2	養護原理	2
	教育原理	講義	2	教育原理	2
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2	児童心理学	2
	教育心理学	講義	2	教育心理学	2
	小児保健	講義・ 演習	5	小児保健 小児保健実習	5
	小児栄養	演習	2	小児栄養	2
	精神保健	講義	2	精神保健	2
	家族援助論	講義	2	家族援助論	2
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容	演習	6	保育内容総論	1
				健康の指導法	1
				人間関係の 指導法	1
				環境の指導法	1
	言葉の指導法	1			
	造形表現指導法	1			
乳児保育	演習	2	乳児保育	2	
障害児保育	演習	1	障害児保育	1	
養護内容	演習	1	養護内容	1	
基礎技能	基礎技能	演習	4	器楽Ⅰ（前期）	1
				声楽Ⅰ（前期）	1
				図画工作	1
				幼児の体育	1
保育実習	保育実習	演習	5	保育実習	5
総合演習	総合演習	演習	2	総合演習	5
合計			50	合計	50

表 4 新保育士養成課程と本学設置教科目（選択必修科目）

新保育士養成課程				本学幼児教育学科カリキュラム (平成 14 年入学生用)			
系 列	教科目	形態	単位数	設置教科目	形態	単位数	備 考
保育の本質・目的の理解に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法の理解に関する科目 基礎技能	指定なし	指定なし	17単位以上	保育者論	講義	2	幼免・幼コ
				障害者福祉	講義	2	介護
				地域福祉	講義	2	社コ
				乳幼児心理学	演習	2	幼コ
				青年心理学	演習	2	社コ
				幼児理解と教育相談	講義	2	幼免
				音楽表現指導法	演習	1	幼免
				身体表現指導法	演習	1	幼免
				表現活動の研究	演習	1	幼免・幼コ
				保育教材と指導計画の研究	講義	2	幼コ・社コ・スポコ・音コ
				児童文化	演習	1	幼コ・社コ・スポコ・音コ
				器楽Ⅰ（後期）	演習	1	幼免
				器楽Ⅱ（前期）	演習	1	
				器楽Ⅱ（後期）	演習	1	
声楽Ⅰ（後期）	演習	1	幼免				
音楽理論Ⅰ	講義	1	幼免				
図画工作Ⅱ	演習	1					
レクリエーション実技	実技	1	スポコ・レク・介護				
ニュースポーツ	演習	1	スポコ				
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ	実習	2	
			19単位以上			30単位	

※ 備考欄の記号は次の通りである。

幼免…幼稚園教諭免許状取得のための必修科目、レク…レクリエーション・インストラクター取得のための必修科目、介護…訪問介護員 2 級取得のための必修科目、幼コ…幼児保育コース必修科目、社コ…社会福祉コース必修科目、スポコ…スポーツ・レクリエーションコース必修科目、音コ…音楽コース必修科目

子どもたちの表現をどう捉え、どう受け入れていくのか、日常の子どもたちの活動と照らし合わせながら考えることを目標としている<sup>(19)</sup>。これは、実習園での多様な子どもたちの表現に気づき、関わり方や記録につなげるために設定したのである。後者は、子どもの実態に即した保育教材の活用を、理論と実践から学ぶことを目標としている<sup>(20)</sup>。そのため、実際に指導計画を作成し、模擬保育をおこなったうえで、その評価までを学ぶ科目として設定したのである。

## 5. 本学における保育実習の実施状況と課題

新保育士養成課程にもとづく本学幼児教育学科の「保育実習」(5単位)、「保育実習Ⅱ」(2単位)、「保育実習Ⅲ」(2単位)及び「教育実習」(5単位)の実施計画をまとめたものが、表5である。

本学では、実習にかかわる設置科目を、実施の実情に合わせて各々名称を付している。それが、表5中の「学内での通称」であり、学内における実習関係の説明等では、この通称を用いている。本学では、保育所保育士をめざす学生が多いことから、「保育実習」の保育所実習を「保育実習Ⅰ」とし、保育所における「保育実習Ⅱ」との連続性を図るため、内容とともに名称においても、その意図を明確にしている。児童養護施設等における「保育実習」は、「施設実習」と呼称している。また、「教育実習」は、1年次実習を「教育実習Ⅰ」とし、2年次実習を「教育実習Ⅱ」としている。

本学幼児教育学科は、卒業時に幼稚園教諭免許状取得を原則としているため、保育士資格取得希望者のみのカリキュラムにおいてはおらず、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」及び事前事後指導と「保育実習Ⅰ・Ⅱ」、「施設実習」及び事前事後指導を、2年間のカリキュラムのなかで一連の教育活動としてとらえ、実施時期・実習内容を設定し、その充実をはかるように実施計画を策定している。定員150名の県内で最も規模の大きい養成校のため、すべての学生が一律に実習を実施することは困難であるが、一般的な実習モデルは以下の通りである。

1年次の夏季休業中(8月)に附属幼稚園で見学中心の「教育実習Ⅰ」をおこない、10月に部分実習を含んだ「保育実習Ⅰ」にのぞむ。その間、「教育実習Ⅰ」の一環である運動会等の行事の準備・見学に参加するとともに、1年次の春季休業中に「施設実習」をおこなう。2年次の6月に責任実習を含む「教育実習Ⅱ」をおこない、夏季休業中にまとめとしての「保育実習Ⅱ」にのぞむのである<sup>(21)</sup>。

長野県は、就学前児童の保育所就園率が最も高い県であることから<sup>(22)</sup>、教育実習の実習先(幼稚園)の確保が難しいという側面があり、保育所での実習を先に実施する養成校が多いようである。本学では、キャンパスに付属幼稚園が隣接しているため、1年次の実習について、幼稚園と保育所との違いのみではなく、基礎基本を習得する「教育実習Ⅰ」とその応用としての「保育実習Ⅰ」に差異をはかっている<sup>(23)</sup>。附属幼稚園のメリットを生かし、学生が入学早々「教育実習Ⅰ」での実習先の依頼で苦勞することなく、観察学習や本実習に打ち込めるようにしている。そのかわり、絶対数が多く比較的実習先の依頼に応じただきやすい「保育実習Ⅰ」について、学生がすべて自己責任のもとで、電話での内諾、訪問しての依頼、夏季休業中の自身体験学習等をおこない、実習の実施にこぎつけ、本番に至るような教育活動としている。自身体験学習とは、単位にはならないが学生の自主的な保育現場での学習活動であり、「保育実習Ⅰ」を予定している保育所において、

表5 本学における保育実習及び教育実習実施計画

新保育士養成課程における教科目	本学幼児教育学科カリキュラム（平成14年度入学生用）					
	設置科目名	学内での通称	単位数	実習日数	実習場所	実習時期
保育実習	保育実習	保育実習Ⅰ	5	10日	保育所	1年次10月
		施設実習		11日	保育所を除く児童養護施設など	1年次春季休業又は2年次夏季休業中
		保育実習事前事後指導		講義	学内	1年後期及び2年前期
保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ	2	10日	保育所	1年次春季休業又は2年次夏季休業中
保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ	2	10日	保育所を除く児童福祉施設など	2年次夏季休業中
教育実習	教育実習	教育実習Ⅰ	5	2週	幼稚園	1年次8月～3月
		教育実習Ⅱ		2週	幼稚園	2年次5月～12月
		教育実習事前事後指導(教育実習Ⅲ)		講義	学内	2年前期

『実習ガイドブック』（上田女子短期大学、平成15年）と『キャンパスガイド』（上田女子短期大学、平成15年、57頁。）により作成。

本実習への動機付けと準備をかねて、夏季休業中に3日程度実施することを奨励している。そこで、「保育実習Ⅰ」そのものは、学生への負担を考慮し、6日で実施している<sup>(24)</sup>。

しかし、少子化等の影響により、子どもと関わった実体験が欠如していたり、イメージのみで子どもをとらえるような乳幼児への理解が十分ではない学生が増えつつあるなか、1年次の実習全体の見直しが必要になろう。これまで1年前期で、原理系科目や保育技術の理論を学ぶ科目を配置し、それを最初の実習の準備としていたが、子どもの生活や姿を知らない学生が理論を学び、将来保育者を目指す学びの動機づけにはなりにくい状況にある。そこで、比較的早い時期から実習を実施し、実習による様々な感動や疑問を大学での授業に生かすことが考えられる。本学の場合、附属幼稚園での「教育実習Ⅰ」にこのよう

な動機づけの役割を付すならば、秋におこなう「保育実習Ⅰ」がより実践的な実習となるであろう。また、未満児保育の一般化が進んでいる今日、幼稚園とは異なる保育所での実習の意義が鮮明になるとともに、未満児保育の学習充実のためにも10日以上期間設定が必要となろう。時期や実施方法等の詳細は、今後の検討課題であるが、平成17年度入学生から「教育実習Ⅰ」及び「保育実習Ⅰ」の充実をはかる予定である。

また、平成15年度は、選択必修である「保育実習Ⅱ」と「保育実習Ⅲ」の扱いについて、すべての学生に「保育実習Ⅱ」を履修させることにした。伝統的に保育所保育士への希望が多い実態をふまえ、「保育実習Ⅱ」の重要性を優先としたのであった。また、本学では新保育士養成課程実施に先立ち、平成13年度入学生から、施設保育士をめざす学生に対し、より実践的な技術の習得をめざし、社会福祉コース優先資格として「訪問介護員2級」課程を設置していた<sup>(25)</sup>。そこで、平成15年度も施設保育士希望学生へは、「保育実習Ⅱ」終了後の2年後期に、「訪問介護員2級」の実習を実施したのである。学生からは好評を得たが、今後はさらに高い知識・技術の習得を目指す学生のニーズに応える責任があろう。また、子育て支援や統合保育へのさらなる理解、保・小あるいは幼・小連携の視点をもった保育者養成の観点から、「保育実習Ⅲ」への選択を可能にすべく準備をすすめている。平成16年度は実習先を限定して、翌17年度はトータルなカリキュラム改革のなかで充実した「保育実習Ⅲ」を実施したい。

おわりに

今日の保育士養成課程が、主に短期大学や専門学校に2年制課程として設置されているため、新保育士養成課程も現状の枠組みの中での充実をはかったといえよう。しかし、一方において、子どもの環境の悪化を背景に、地域社会との連携及び拠点としての社会的機能を期待された保育所にふさわしい、高い資質を持った人材養成を念頭にしたものともいえる<sup>(26)</sup>。

2年制課程である本学幼児教育学科のこの2年間を振り返ると、以前にもましてカリキュラムが過密になり、学生の負担感が増したように思う。このような毎日であって、学生がつぎからつぎへと授業や実習が与えられると感じ、ただこなすことに終始する受動的な学習態度になることを危惧している。最も主体的な学びの場である実習が、その機会の増大によって、学生の主体性を奪ってしまっては本末転倒となるからである。

そのためにも、カリキュラム全体に大きく影響する実習を、それぞれの実習の達成目標を明確にし、最大限達成できる時期と内容を精選して、配置することが重要となる。極力重複する部分は減らすといったカリキュラムのスリム化をはかる方向で、関連授業の設置、開設時期及び内容の見直しも必要になる。従来にもまして各実習の有機的な結合をはかるため、事前事後指導の工夫とその役割の重要性が増すことになろう。

本学幼児教育学科では、新保育士養成課程が実施された平成14年度より、クラス制からゼミナール制に移行した。それを機に1年次の「教育実習Ⅰ」「保育実習Ⅰ」では、ゼミ担当教員が実習園での現地指導もしくは電話での挨拶をおこない、実習終了後に面談による事後指導を実施することになった。それに伴い、実習がゼミ担当教員と学生の信頼関係向上に貢献し、各教員も養成校における実習の重要性を再認識するといったゼミ制の効果が徐々にあらわれてきていると思う。このような状況のもと、前述した課題に対処すべ

く、本学を取り巻く社会的ニーズをふまえながら、新保育士養成課程の趣旨を生かしたカリキュラム改訂を平成 17 年度入学生から予定している。

#### 注

- (1) 保育士養成課程等検討委員会「今後の保育士養成課程等の見直しについて（報告）」厚生労働省、平成 13 年 2 月 16 日。
- (2) 新たな児童福祉施策として、平成 6 年に策定された「エンゼルプラン」に続き、平成 11 年「少子化対策推進基本方針」が決定され、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画（「新エンゼルプラン」）がまとめられた。新エンゼルプランの目標は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立を可能にする雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性的役割分担や職場優先の企業数度の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の整備、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育て支援、である。（待井和江・福岡貞子『保育実習・教育実習〔第 4 版〕』ミネルヴァ書房、2003、7 頁。）

また、平成 9 年に児童福祉法が 50 年ぶりに改訂され、翌 10 年 4 月から施行された。その主な内容は、①保育所の選択利用システムの導入、②保育料の均一的な負担方式、③保育所が地域住民に対して保育に関する相談・助言をおこなうこと、などである。この改訂をうけて、保育所保育のガイドラインである『保育所保育指針』も平成 11 年に改訂された。

平成 13 年、全国保育士会等が長年要望していた保育士の国家資格化などを盛り込んだ「児童福祉法の一部を改定する法案」が国会へ提出され、可決成立し、同年 11 月 30 日に公布された。全国保育士養成協議会専門委員会編『保育士資格の研究－政令資格から法律資格へその本質を探る－』全国保育士養成協議会、平成 15 年が詳しい。

- (3) 全国保育士養成協議会編『保育士養成課程の改定に伴う学則変更申請手続き等について』厚生労働省、平成 13 年 6 月 25 日、1 頁。
- (4) 平成 13 年 6 月 29 日雇発第 438 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知。今日では、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 15 年 12 月 9 日雇発 1209001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によっている。
- (5) 全国保母養成協議会専門委員会編『保育士の役割の再認識－養成課程の見直し－』全国保母養成協議会、平成 11 年、28～29、226 頁。
- (6) 前掲、『保育士の役割の再認識－養成課程の見直し－』、30、226 頁。
- (7) 同前。
- (8) 前掲、『保育士の役割の再認識－養成課程の見直し－』、31、226 頁。
- (9) 石井哲夫「新保育士養成カリキュラムの求めるもの・発言要旨」（『13 年度全国保育士養成セミナー実施要綱』全国保育士養成協議会、平成 13 年、26～27 頁）。
- (10) 前掲、『保育士養成課程の改定に伴う学則変更申請手続き等について』、3～4 頁。
- (11) 全国保育士養成協議会現代保育研究所編『保育士養成シラバス第一次案』（全国保育士養成協議会、平成 13 年。）に詳しく、提示されている。

- (12) 前掲、『13年度全国保育士養成セミナー実施要綱』、26～27頁。
- (13) 「保育実習実施基準」の第1保育実習の目的（前掲、『保育士養成課程の改定に伴う学則変更申請手続き等について』59頁）。
- (14) 同前。
- (15) 前掲、『保育実習・教育実習〔第4版〕』、74～76頁。
- (16) 大森隆子「書評・保育士養成資料集31号」（全国保育士養成協議会編『保育士養成研究』18号、全国保育士養成協議会、平成13年3月、93頁）。
- (17) 小芝隆「書評・保育士養成資料集31号－保育所保育士の専門性を中心に－」（前掲、『保育士養成研究』18号、98～99頁）。
- (18) 「教科目の教授内容・保育内容」（前掲、『保育士養成シラバス第一次案』、341頁）。
- (19) 若山哲「表現活動の研究（シラバス）」（『平成15年度キャンパスガイド』上田女子短期大学、平成15年、98頁）。
- (20) 金山美和子「保育教材と指導計画の研究（シラバス）」（前掲、『平成15年度キャンパスガイド』99頁）。
- (21) 1年生の学籍番号によって、「施設実習」と「保育実習Ⅱ」の順番が異なる。1年次の春季休業中に「保育実習Ⅱ」を先におこない、2年次の夏季休業中に「施設実習」を実施する学生もいる。
- (22) 5歳児の保育所在籍率が全国平均33.1%であるのに対し、長野県は47都道府県中もっとも高い70.2%であった（平成10年度）。前掲、『保育実習・教育実習〔第4版〕』20頁。
- (23) 上田市内の学校法人ふじ学園大屋幼稚園とは、附属開園前より実習協力園としての関係があり、今日でも附属に準じた規模の実習生受け入れをお願いしており、その協力によるところが大きい。
- (24) 平成14年度の保育実習調査によると、「保育実習Ⅰ」を1～7日で実施している養成校は約5%であった。全国保育者養成協議会編『効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅰ－保育実習の実態調査から－』全国保育者養成協議会、平成14年9月、18頁。
- (25) 1年後期、取得希望者に対して面接を課し、最大40名の範囲内で選抜をする。通常授業が組まれていない土曜日を中心に、授業と実習をおこなっている。
- (26) 社会の要請に応える資質の高い人材養成は、4年制大学における保育士養成が必要との考えがあり、近年の継続検討課題とされている。